

平成24年4月1日から外来診療における高額療養費の取扱いが変更となり、限度額適用認定証等や保険証等を提示することで、ひと月の医療機関等の窓口での支払が一定の金額にとどめられます。

国民健康保険に加入している

70歳未満の方
70歳以上の非課税世帯の方

後期高齢者医療に加入している

非課税世帯の方



事前に「限度額適用認定証等」の交付を受ける必要があります。



問合せ
医療給付係 ☎32-2214

高額な外来診療を受ける皆さまへ

後期高齢者医療制度説明会のお知らせ

後期高齢者医療制度に関することや、平成24年度からの新しい保険料率に関する説明会を下記のとおり開催します。

日時

4月10日(火) 午後1時から3時まで

場所

滝川市役所 8階大会議室
(滝川市大町1丁目2番15号)

対象

どなたでも出席できます。年齢は問いません。

申込み

必要はありません。

主な内容

後期高齢者制度について、平成24・25年度保険料率について、給付サービスについて、各種申請について

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
医療給付係 ☎32-2214

市税・使用料等の納付は 便利・確実・安心な 口座振替を！

お仕事など日中忙しく不在がちな方や、うっかり忘れがちの方に、納期ごとに市役所や金融機関へ行く手間がはぶけ、納め忘れの心配のない便利で安心な口座振替をおすすめします。

口座振替の手続きは、通帳とお届けの印鑑をもって市役所各収納担当窓口か市内金融機関の窓口で簡単にできますので、是非ご利用ください。

子ども未来・医療給付係 ☎32-2216

保育所は、皆さんに負担いただいている保育料と市からの支出により運営されています。保育料を滞納すると保育所の入所ができなくなるばかりでなく、他の行政サービスも受けられなくなります。

また、保育料の滞納により貴重な財源が不足すると、「保育所の健全な運営」と「よりよい保育サービスの提供」に支障をきたします。

このようなことを避けるため、市では保育料の適正化及び収納業務の強化を図っていますので、保育料は忘れずに納入してください。納入できない理由がある場合は、ご相談願います。

納税(付)相談について

平日、午前8時30分から午後5時までの間、随時担当係で納税(付)相談を行っていますので、ご利用ください。

保育料の納入は
忘れずに！



赤平市市税等収納向上対策本部

事務局
税務課納税係
☎32-2219